

高齢者サービス 一覧

—— 高齢政策課 業務係 ——

＜目次＞

令和 7 年度の主な変更点及びお知らせ

- ① 救急通報システム事業
 - 『事業案内【救急通報システム事業・民間方式】』
- ② あんしん見守り支援事業
 - 『事業案内【あんしん見守り支援事業】』
- ③ 高齢者等配食サービス事業
- ④ 日常生活用具給付事業
- ⑤ 住宅改修アドバイザー事業
- ⑥ 自立支援住宅改修給付事業
 - 『参考資料【高齢者のすまいに関するサービス】』
- ⑦ 寝具乾燥消毒事業
- ⑧ 施設入浴サービス事業
- ⑨ おむつ給付助成事業
 - 『参考資料【商品一覧】【令和 7 年度配達日程表（R7.4 月～R8.3 月）】』
- ⑩ 訪問理美容サービス事業
- ⑪ 高齢者等位置情報確認サービス事業
 - 『事業案内【高齢者等位置情報確認サービス事業】』
- ⑫ 家族介護慰労金事業
- ⑬ 火災予防機器給付事業
- ⑭ 家具転倒防止器具取付事業
 - 『参考資料【取付器具一覧表】』
- ⑮ 入浴券支給事業
- ⑯ 補聴器購入費助成事業
- ⑰ 高齢者等見守りシール事業

【問い合わせ先】

立川市 保健医療部 高齢政策課 業務係

電 話 042-523-2111

内 線 1474・1475・1476

❖❖❖ 令和 7 年度の主な変更点及びお知らせ ❖❖❖

1 おむつ給付助成事業

制度の変更はありませんが、取り扱いのおむつの種類（メーカー、商品名等）や単価、配達日程が更新されています。

配達日程表や商品一覧は、最新のものを活用してください。

2 高齢者等配食サービス事業

- ・単価が変更になりました（578 円～800 円）。

安否確認が必要な方に弁当を一日一回配達することで安否を確認する事業です。

外出ができるが料理ができないというような理由で申請するケースも散見されるため、安否確認が必要な方なのか確認をお願いいたします。

また、昼食か夕食どちらか一回のみです。

- ・再配達費用が徴収されるようになりました。

- ・食物アレルギー等ある場合は、ご本人様から事業者へ必ずお伝えいただくようご案内ください。

3 家具転倒防止器具取付事業

単価が変更になりました。

4 あんしん見守り支援事業

新規機器が追加されました（ホームページに掲載しています）。

5 救急通報システム事業

シルバーホンシステム事業の新規受付を廃止しました。

6 ⑪高齢者等位置情報確認サービス事業

事業名を変更いたしました。 旧：徘徊高齢者等家族支援サービス事業

付帯サービスに健康メンタル相談が追加されました。

※注意事項

高齢者見守りシール事業と高齢者等位置情報確認サービス事業は、同時の申請は不可です。
また、シール事業に関しては、申請書の内容が不足していることが多いため、事業を案内される際には注意をお願いいたします。 不足しがちな必須項目は メールアドレス（メールに読み取り通知が届きます） シールへの登録内容（ニックネームや既往歴の記載がないと登録することができません）です。

①救急通報システム事業

【事業内容】

脳血管、心臓または呼吸器の慢性疾患等により、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が、家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、設置してある機器により通報するシステムです。

【種類】 どちらかを選択してください。機器設置に対して一部負担をしていただきます。

● **民間方式（セコム）** ⇒ 事業者につながります

設置費用 10,350 円（住民税非課税の場合は無料）

オプションでライフ監視機能あり 設置費用 3,600 円（課税、非課税問わず自己負担）
「セコム」に自宅のカギを2本お預けください。

● **シルバーホン** ⇒ 協力員につながります

NTT・アナログ回線のみ対応

設置費用 3,190 円（住民税非課税の場合は無料）

オプションでペンダントあり 設置費用 440 円

月々利用料 220 円（課税、非課税問わず自己負担）

「協力員」に自宅のカギをお預けください（1 か所以上）

➡ それぞれの事業の「しくみ」や「申請後の流れ」について、多く問合せをいただいておりますので、次ページの **事業案内** を作りました。ぜひご一読ください。

【申請書類】 申請書は HP からダウンロードできます

① 市の高齢政策課、地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。

《民間方式》「救急通報システム利用申請書」（裏面もあります）

「救急通報システム利用確認書」

・「家屋所有者の承諾書」（借家の場合に必要です。）

・「家族の勤務等状況届」（65 歳以下の同居者がいる場合に必要です。）

《シルバーホン》「シルバーホン利用申請書」（裏面もあります）

「シルバーホン利用確認書」

・「家屋所有者の承諾書」（借家の場合に必要です。）

・「家族の勤務等状況届」（65 歳以下の同居者がいる場合に必要です。）

《記入上の注意（共通）》

● 利用申請書の「病名、症状等」の欄には、主治医から言われている病名や治療（投薬名など）、詳しい症状を具体的に記入して下さい。また、市担当から、聞き取り調査を行いますので、ご協力ください。

● 同居者が65歳以上の高齢者の場合は、「救急通報できない理由」を利用申請書の「病名、症状等」に詳しく記載ください。

事業案内：救急通報システム事業（民間方式）

脳血管・心臓・呼吸器の慢性疾患により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯、および同居家族が仕事等のため高齢者が日中独居になる高齢者に対して、家庭内で緊急事態に陥った際に通報できる機器を貸し出し、取り付けます。

《对象者》

- ① 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方
(65歳未満の同居者がいる場合は、就労等の理由により常時6時間以上高齢者のみ世帯となる日が週3日以上となる方)
- ② 身体上、脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等の慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態「以下「要注意状態」という。」にある方
- ③ ②の属する世帯の他の方が、要注意状態にある②の緊急時に通報困難である高齢者のみの世帯。

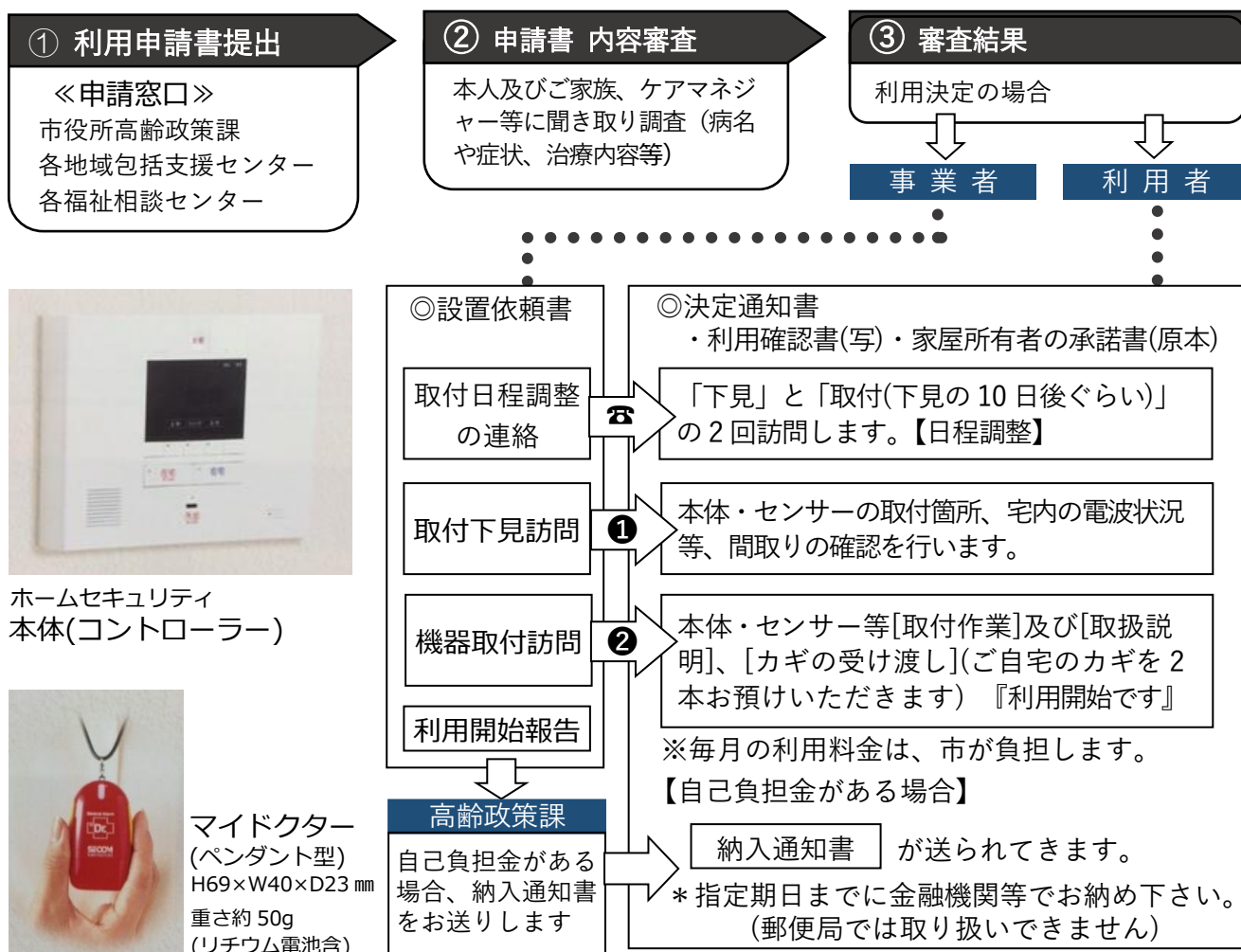
《対象外（利用できない方）》

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護を利用している方
- ② 重度身体障害者等救急通報システム事業を利用している方。
- ③ 救急通報システムと同等の機能を有するものが設置されている施設に居住している方
- ④ 救急通報システムに係る機器を操作することができない方

(※注)歩行障害、骨折、易転倒性の疾病は対象外、認知症、精神疾患等も対象外です。

救急通報システム事業では生命の危険を伴う慢性疾患（脳血管疾患・心疾患・呼吸器疾患など）を想定しています。

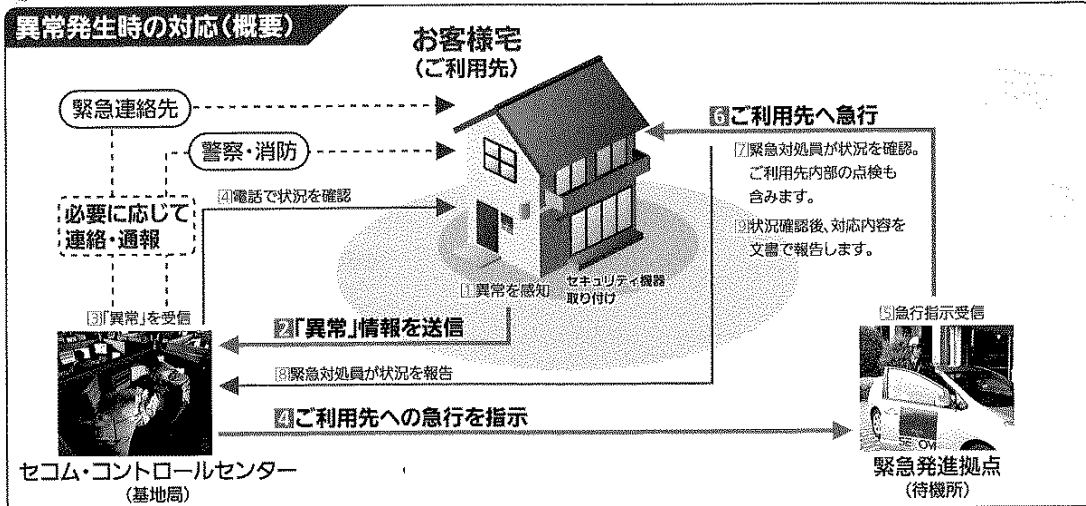
《申請から取付(利用開始)までの流れ》



裏面へつづきます。

《救急通報システムのしくみと種類と内容》

① セコム・ホームセキュリティサービスのしくみ



② サービスの種類と内容

セコムは、「異常(通報)」を受診した時は、**緊急対応員を急行させるとともに利用者へ電話します。**
電話の結果、以下のようにサービスごと必要に応じて対応します。

● 救急通報サービス



急病時などには、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、「異常」情報をセコムに送信できます。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、異常事態発生と判断したときは、
a. 直ちに消防へ通報し、救急車出動を要請します。
b. あらかじめお客様が連絡先として医師(医療機関)を指定された場合は、すみやかにご指定先に電話します。

②電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で状況を確認し、必要に応じて①a、bの処置をとります。

● 防犯サービス



外出中も在宅中も、泥棒などの侵入を各種センサーで警戒。「異常」情報をセコムに送信します。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察へ通報します。

②電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で異常の有無を確認し、必要に応じて警察へ通報します。

● 火災監視サービス



火災の発生をブザーと音声でご家族に知らせるとともに、「異常」情報をセコムに送信します。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、火災発生と判断したときは、直ちに消防へ通報します。

②電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で異常の有無を確認し、必要に応じて消防へ通報します。

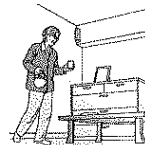
● 非常通報サービス



ご家庭内で危険を感じたとき、非常ボタンで、「異常」情報をセコムに送信します。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察へ通報します。

○ ライフ監視サービス オプション (利用申請書で希望する・希望しないを☑チェックして下さい)



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きがないと「異常」情報をセコムに送信します。セコムとお客様が協議のうえ、あらかじめ設定した時間(12時間を基本とします)を経過しても特定のセキュリティ機器が感知しない場合に「異常」情報として送信します。

セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、異常事態発生と判断したときは、
a. 直ちに消防へ通報し、救急車出動を要請します。
b. あらかじめお客様が連絡先として医師(医療機関)を指定された場合は、すみやかにご指定先に電話します。

②電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で状況を確認し、必要に応じて①a、bの処置をとります。

《費用について》

- 初期設置費用 10,350 円……利用者のうち市民税が課税されている世帯の方は初期設置時にご負担いただきます。(利用者の属する世帯全員が市民税非課税の場合は費用負担なし)
- ライフ監視センサー(オプション)
3,600 円……利用を希望した方は、初期設置時にご負担いただきます。
- 毎月の基本料金は、市が負担いたします。

ホームセキュリティ(マイドクター含む)機器一式は、セコム(株)からの貸与品です。不要となった場合は、下記《問合せ先》までご連絡ください。撤去についてのご案内をさせていただきます。

また、破損・故障・紛失された場合は、弁償していただくこともあります。

②高齢者あんしん見守り支援事業

【事業内容】

ひとり暮らし高齢者等が、もしもの緊急事態に備えて、その緊急事態を別に居所を構える家族や友人知人に知らせることのできる機器（以下、「あんしん見守り機器」といいます）を、立川市に登録した取扱業者と利用者対象者自ら契約し、その取り付け等にかかる設置費等の一部を市が助成します。ただし、毎月の利用料金などは自己負担です。

【対象者】

- ① 70 歳以上のひとり暮らしの方
- ② 70 歳以上の高齢者のみの世帯に属する要介護状態（要支援・要介護の認定を受けた方）の方またはその介護者の方
- ③ 同居者の就労等の理由により、日中、上記の①または②の状況（日中独居）が一日あたり6時間以上、かつそのような日が週3日以上となる、70 歳以上の方または要介護状態の方

【あんしん見守り機器の種類】

- 救急代理通報型【助成限度額 13,000 円】・・・自宅内に取り付けした機器及び付属するペンダント等で緊急事態に一動作、または、一定時間操作等がない場合に警備会社等に通報され、通報した利用者の様態によって、警備会社等の隊員が駆けつけるとともに救急車等の出動を要請することができるもの。
- その他（救急代理通報型以外の物）【助成限度額 8,000 円】・・・・機器を操作し、または一定時間に操作等がないことで、あらかじめ登録された連絡先に、緊急事態の発生や機器の操作履歴等が通知できるもの。

【手続きの流れ】

- ① 利用希望者は、複数あるあんしん見守り機器をご覧いただき、緊急連絡先の方と充分相談の上、機種を決めて申請して下さい。
- ② 該当する場合には、市から「決定通知書」と「今後の手続きについて」と「助成金請求書〈市に助成金を請求する書類〉」をお送りします。
- ③ 申請者は、希望機器取扱業者へ契約内容・取付など手続きについて直接連絡して下さい。
- ④ 契約・設置が完了したら、取扱業者から、『契約書(設置費等がわかるもの)の「写し」』をもらって下さい。
②で送付してある助成金請求書に金額・振込先等記載し、『契約書の(写し)』及び『設置費用の支払い済みの領収書等』の2点を添付し、高齢政策課へ提出下さい。
- ⑤ 高齢政策課では、提出して頂いた助成金請求書及び添付書類を審査し、指定の口座に振り込みます。

【助成金の負担割合】

助成限度額と助成対象経費のいずれか少ない方の額が採用され、以下の割合で助成します。

- ① 市民税が課税されている世帯の方は、自己負担 1 割・市負担 9 割
- ② 利用者の属する世帯全員が市民税非課税の場合及び生活保護受給世帯は、自己負担なし・市負担 10 割

【その他】

※ 救急代理通報型を利用中に、立川市高齢者救急通報システム事業に該当する疾患（脳血管・心臓・呼吸器）に見舞われた時には、高齢政策課へ連絡下さい。毎月の利用料が市負担になる場合があります。

高齢者あんしん見守り支援

ひとり暮らし高齢者等が、もしもの緊急事態に備えて、その緊急事態を別に居所を構える家族や友人知人に知らせることのできる機器（以下、「あんしん見守り機器」といいます）を、立川市に登録した取扱業者と利用者対象者自ら契約し、その取り付け等にかかる設置費の一部を市が助成します。

《利用対象者》

70 歳以上のひとり暮らし又は、互いの緊急事態に対し、救急車の手配等、適切な対応が困難な要介護状態の者が属する 70 歳以上の高齢者世帯。

《『あんしん見守り機器』とは…、一部助成する設置費とは…、》

『あんしん見守り機器』とは、年齢とともに日常生活を不安に思う高齢者世帯が、もしもの緊急事態に備えて、別に居所を構える家族や友人知人に知らせることのできる機器としています。

設置費とは、上記のあんしん見守り機器を取り付け等で利用できるようにするための費用（その費用がかからない場合は最初の月の利用料金）としており、その一部を限度額の範囲内で市が助成します。

機種及び限度額	性能等
① 救急代理通報型 限度額 13,000円	自宅内に取り付けした機器及び付属するペンダント等で緊急事態に一動作、または、一定時間操作等がない場合に警備会社等に通報され、通報した利用者の様態によって、警備会社等の隊員が駆けつけるとともに救急車等の出動を要請することができるもの。 例えば: ホームセキュリティ(セコム(株))、みまもりサポート(ALSOK)など
② その他 (救急代理通報型以外の物) 限度額 8,000円	機器を操作し、または一定時間に操作等がないことで、あらかじめ登録された連絡先に、緊急事態の発生や機器の操作履歴等が通知できるもの。(携帯電話等の多機能の機器は除く)なお、機器によっては、警備会社等へ通報され、要請があれば、ガードマン等を急行させるものもある。救急車等の要請はできない。 例えば: マイドクタープラス・ココセコム(セコム(株))、まもるっく(ALSOK)など

※ 助成の手続きは、(申請窓口は、市役所高齢政策課・地域包括支援センター・福祉相談センター)

1. 利用希望者は、高齢政策課の窓口(市ホームページ)及び地域包括支援センター、福祉相談センターにて、『利用申請書』及び取扱機器【別紙】機種機能概要をご覧ください、取付希望機器を決定し、申請して下さい。※申請にあたっては、緊急連絡先の方と充分相談の上、機種を決めて下さい。

(申請書等を持ち帰っていただいて構いません。通報先の緊急連絡先の方とご相談をお願いします)

2. 高齢政策課は、申請を審査し、『助成決定通知書』及び『請求書(市に助成金を請求する書類です)』を申請者へ送付します。(希望機器の取扱業者へも『助成通知書』で連絡します。)

3. 申請者は、希望機器取扱業者へ契約内容・取付など手続きについて直接連絡して下さい。

4. 契約・設置が完了したら取扱業者から、『契約書(設置費等がわかるもの)の「写し」』をもらって下さい。

2.で送付してある請求書に金額・振込先等記載し、『契約書の「写し」』及び『設置費用の支払い済みの領収書等』の2点を添付し、高齢政策課へ提出下さい。

5. 高齢政策課では、提出して頂いた請求書及び添付書類を審査し、指定の口座に振り込みます。

※ご不明な点は、下記問合せ先へ連絡下さい。

【負担割合】:① 市民税が課税されている世帯の方は、自己負担 1 割・市負担 9 割

② 利用者の属する世帯全員が市民税非課税の場合及び生活保護受給世帯は、自己負担なし・市負担 10 割

● 市は、設置当初にかかる費用の一部を負担しますが、毎月の利用料等は自己負担です。

※救急代理通報型を利用中に、立川市高齢者救急通報システム事業に該当する疾患(脳血管・心臓・呼吸器)に見舞われた時には、高齢政策課へ連絡下さい。毎月の利用料が市負担になる場合があります。

③高齢者等配食サービス事業

【事業内容】

心身機能の低下により買物や食事の支度が困難な高齢者世帯等に、食事を配食することにより、高齢者等の安否を確認し、自立生活の助長を促します。

【対象者】

市内に住所を有し、①～④いずれかに該当する安否確認が必要な方が対象です。

- ① 65歳以上の方で、ひとり暮らし又は心身の状況から食事の確保が困難な方のみの世帯の方
- ② 介護保険第2号被保険者で要介護状態又は要支援状態の方で、ひとり暮らし又は心身の状況から食事の確保が困難な方のみの世帯の方
- ③ 65歳以上の方で、同居者の就労等の理由により、ひとり暮らし又は心身の状況から食事の確保が困難な方のみの世帯に準ずる状態が、配食サービス(安否確認)を必要とする日につきおおむね8時間以上となる世帯の方
- ④ 身体障害者手帳(2級以上)を持つ方で、ひとり暮らし又は心身の状況から食事の確保が困難な方のみの世帯の方

【事業について】

- ① 配食するお弁当(昼食または夕食のいずれか1日1回)の種類及び料金(自己負担額)

種 類	料金(税込)	備 考	種 類	料金(税込)	備 考
普通食	¥578	食事制限がない方向け	透析食	¥800	透析治療中の方向け
幸たんぱく食	¥639	低栄養。フレイル予防を重視	やわらか食	¥800	かむ力が弱った方向け
健康ボリューム食	¥703	普通食で物足りない方向け	ムースセット食	¥800	飲み込む力が弱った方向け
カロリー・塩分調整食	¥800	カロリー制限がある方向け	消化にやさしい食	¥800	胃腸の弱った方向け
たんぱく・塩分調整食	¥800	腎臓が悪い方向け			

- ② 利用可能な日 月～日で祝日・12月29日から1月3日を除く安否確認が必要な日
 デイサービスの日など、当日数時間にわたり安否の確認がされている日は、ご利用できません。
 ※ 配達時間(昼食:9時から12時30分頃、夕食:14時から17時頃)には、お弁当を手渡ししますので、在宅をお願いします。(置いてくることはできません)

【手続方法】 申請書はHPからダウンロードできます

- ① 市の高齢政策課か地域包括支援センター(福祉相談センター)へ申請します。
 ≪申請書≫「配食サービス事業利用申請書」
 「高齢者等配食サービス事業利用調査票(アセスメント)」A4版2枚
 「高齢者等配食サービス事業利用承諾書」(必ず、ひとつひとつ確認して下さい)
 ・「家族の勤務等状況届」(65歳未満の同居者がいる場合、必要です。)
 65歳以上の同居者の場合は、同居者が安否確認できない理由をお聞かせ下さい。
- ② 該当する場合には、市から「決定通知書」をお送りします。
- ③ 市が委託した事業者が自宅を訪問し、手渡して安否確認をしながら食事を配達します。
- ④ 料金(自己負担額)を事業者へお支払いください。

※申請か

ら配食開始

④日常生活用具給付事業

【事業内容】

心身機能の低下した高齢者に日常生活の自立を助ける用具等を給付します。

給付限度額までの購入見積金額の9割または8割、7割（所得により異なります）を給付、残り1割または2割、3割（介護保険負担割合証より）が自己負担となります。

※給付限度額を超えた部分は全額自己負担となります。

【種類】 給付用具は次のとおりです。（ ）内は給付限度額

※要介護等の度合いによって、利用できる種類が異なりますので、ご注意ください。

《要介護・要支援認定の非該当者》

- ・シルバーカー（24,950円）
- ・歩行支援用具（30,000円）
- ・入浴補助用具（90,000円）
- ・腰掛便座（51,500円）

《要支援1・2、要介護1のみ》

- ・一般寝台（10,000円）

《要支援・要介護認定者》

- ・洗髪器（15,540円）
- ・入浴担架（133,900円）

【対象者】 次のすべてに該当する方

- ① 65歳以上で要介護・要支援認定を受けている方
- ② 在宅で生活しており、日常生活の動作に困難があり日常生活用具を必要とする方
- ③ 一般寝台は世帯全員が非課税であること

【手続方法】 申請書はHPからダウンロードできます

- ① 市の高齢政策課もしくは地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。

事前に購入しようとする日常生活用具が給付の対象か確認をお願いします。

《申請書》 「高齢者日常生活用具給付申請書」

《添付書類》 日常生活用具の「見積書」、「カタログ」、認定の結果を証明する書類

- ② 該当する場合には、市から「決定通知書」「現品受領書」をお送りします。
- ③ 本人等から福祉用具事業者連絡して日常生活用具を受け取ります。
- ④ 福祉用具事業者へ自己負担金をお支払い、「現品受領書」を福祉用具事業者にお渡しください。

⑤住宅改修アドバイザー事業

【事業内容】

高齢者の転倒予防や動作の容易性の確保、介護の軽減等を図るために、高齢者向けの住宅改修制度で、居室等の改良をお考えの65歳以上の高齢者、又はその家族に対して、理学療法士等の専門知識を有するアドバイザーを派遣し、お体の様態やご自宅の様子を拝見し、相談・助言を行います。費用の負担はありません。

また、「立川市高齢者自立支援住宅改修給付事業」に関して、「支援（助成）」の可否を決定します。

【対象者】

65歳以上の在宅の方及びその家族の方で次のいずれかの申請をしようとする方

- ① 立川市高齢者自立支援住宅改修給付事業の申請をしようとする方
- ② 介護保険法に基づく住宅改修費の支給を申請しようとする方

【手続方法】 申請書は HP からダウンロードできます。

- ① 市の高齢政策課か地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。

≪申請書≫ 「高齢者住宅改修アドバイザー利用申請書」

「住宅改修アドバイザー 日常生活調査票」（A4・2枚組）

- ② 該当する場合には、「決定通知書」で通知します。
- ③ 市が委託した「住宅改修アドバイザー」が訪問して相談助言します。

※住宅改修アドバイザー事業及び自立支援住宅改修給付事業について「申請の流れ」等に関して、多く問合せをいただいておりますので、別紙の 事業案内 【高齢者のすまいに関するサービス】 を作りました。ぜひご一読ください。

⑥自立支援住宅改修給付事業

【事業内容】

介護保険で自立と認定された高齢者が、身体機能の低下に伴い、日常生活の動作に困難があり、福祉用具や日常生活用具などを活用しても改善が図られず、住宅の改修が必要な場合その費用の一部を助成します。

(要支援・要介護認定を受けた方も設備[浴槽・洗面台・和式トイレ]の改修は利用できます。一部は、介護保険の住宅改修になります。)

自己負担は決められた工事種目の限度額までの1割または2割、3割(所得により異なります)。

【種類】 工事内容は次のとおりです。()内は給付限度額

《介護保険非該当(自立)》

○ 生活の質を確保するための改修(200,000 円)

- ・手すりの取り付け
- ・床段差の解消
- ・滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え

《非該当(自立)・要支援・要介護の方に共通して申請できる改修工事》

- 浴槽の取り替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事(379,000 円)
- 流し・洗面台の取り替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事(156,000 円)
- 便器洋式化及びこれに付帯して必要な工事(106,000 円)

【対象者】 次の全てに該当する方

- ① 65歳以上の在宅で要介護(要支援)認定の申請を行った方
- ② 「住宅改修アドバイザー事業」を利用し、支援(助成)の承認を受けている方

重要：次に該当する方は対象になりません。

(ア) 施設入所者若しくは医療機関に入院中の方

ただし、退院を予定し、住宅改修アドバイザー事業の訪問日に一時退院等で様態が確認できる場合を除きます。

(イ) 新築・増築に伴って改修工事をする方

(ウ) 元気な方が今後に備えてリフォームする場合

【手続方法】 申請書は HP からダウンロードできます。

(ア) まずは介護保険要介護認定を申請してください。

住宅改修にかかる費用の助成及び給付については、『介護保険制度』と『自立支援(高齢者サービス)』の 2 種類ありますので、介護保険要介護認定申請が必要になります。

判定が出るまでの間、住宅改修に関する申請をすることができませんが、お考えの住宅改修についてのアドバイス(住宅改修アドバイザー事業)は受けられます。

(イ) 「住宅改修アドバイザー事業」を申請します。

(ウ) アドバイザーより改修が必要と認められた場合にアドバイスを基に申請します。

市の高齢政策課か地域包括支援センター(福祉相談センター)へ申請します。

《申請書》 「高齢者自立支援住宅改修給付事業申請書」

＊借家の場合「家屋所有者の承諾書」

《添付書類》 工事計画書(改修前の図面または写真。設備給付の場合、カタログのコピー)

工事見積書

要介護認定の結果を証明する書類(介護保険認定結果通知書等)

- ① 該当する場合には、「決定通知書」「工事完了届」を送付します。
- ② 本人等から改修業者に工事を依頼します。
- ③ 改修が完了したときは、改修事業者へ「工事完了届」を提出し、自己負担金をお支払いください。

※ 住宅改修アドバイザー事業及び自立支援住宅改修給付事業について「申請の流れ」等に関して、多く問合せをいただいておりますので、別紙の **事業案内** **【高齢者のすまいに関するサービス】** を作りました。ぜひご一読ください。

65歳以上の自立または虚弱な高齢者が、自宅で生活するにあたり、日常生活の動作に困難(不安)があり、転倒予防や動作の容易性の確保、介護者の軽減等を図るために、福祉用具や日常生活用具などを活用しても改善が図られず、住宅改修をお考えの方。(元気な方が今後に備えてリフォームする場合は対象となりません。)

1. まずは、介護保険要介護認定を申請して下さい。

住宅改修にかかる費用の助成及び給付については、『介護保険制度』と『自立支援(高齢者サービス)』の2種類ありますので、介護保険要介護認定申請が必要になります。

要介護認定申請は、ご本人ご家族でも申請が可能ですが、包括職員やケアマネにご相談しておいていただくことをお勧めします。

《別表1》の
2 浴槽の取替え
3 流し・洗面台の取替え
4 洋式便器等への便器
の取替えをお考えの方

初めて要介護認定を受ける方は、判定が出るまでの間、住宅改修に関する申請をすることができませんが、お考えの住宅改修についてのアドバイス(住宅改修アドバイザー事業)は受けられます。

—————《要介護認定の結果》—————

「非該当(自立)」
と判定された方

「要支援」または「要介護」と
判定された方

【住宅改修アドバイザー事業】の申請が必要です。

『申請書』に自宅の改修場所や改修理由、『日常生活調査表』に、高齢者のお体の様子などを記載して申請して下さい(計画図面や見積書を添付いただければ、よりの確なアドバイスができます)。
ご自宅に、理学療法士等の専門知識を有するアドバイザーを派遣し、高齢者のお体の様態やご自宅を拝見し、相談・助言をいたします。
なお、市職員も同行し、自立支援住宅改修給付事業に関する支援(助成)の可否を決定します。ご支援できない場合も多くありますので、ご承知おき下さい。

【介護保険サービス「住宅改修費支給」】

《別表1》改修工事の種類1.①～⑥がご利用いただけます。

工事着手前に「介護保険サービス住宅改修費支給」の申請が必要です。

※申請より先に工事した場合は、住宅改修費が支給されませんのでご注意ください。



利用の判定が出るまで1ヶ月ぐらいかかります。

承認(支援します)

自立支援住宅改修給付事業を
申請して下さい

不承認(支援できません)

ご希望に添えず申し訳ございません。
お考えの住宅改修「自立支援住宅改修給付事業」
での支援を受けることは出来ません。

※申請より先に工事した場合は、
住宅改修費の支給が出来ませんのでご注意ください。

裏面へ続きます

『自立支援住宅改修給付事業』を申請して下さい。

- ① 「住宅改修アドバイザー事業の結果について(報告書)」の指摘事項に基づき、修正した図面・見積書等を添付して申請して下さい。
- ※ 「介護保険サービス住宅改修費支給」も併せて利用をお考えの方は、この時に介護保険課へ申請して下さい。
- 住宅改修の内容が、指摘事項のアドバイスと違う場合等には、申請に対して決定できないことがありますのでご注意ください。
- ② 『決定通知書』『工事完了届』を「ご本人宛」に送付します。併せて施工予定業者(見積業者)にも『決定通知書』を送付しますので、施工業者へ連絡し工事を始めてください。
- **アドバイザー事業を受けて、工事が始められるまでに、1ヶ月程度かかります。**
- ③ 工事完了後、『決定通知書』をもとに、施工業者に代金をお支払下さい。また『工事完了届』に署名押印をして施工業者へお渡しください。
- ④ 自立支援住宅改修給付金は、施工業者に支払いますので、施工業者に給付額との差額をお支払いください。**(申請者に対して市から直接、給付金は振り込まれません)**

2. 費用

アドバイザー事業について…無料です。

自立支援住宅改修給付助成事業について…1割もしくは2割、3割が自己負担となります。

(負担割合は所得により異なります。)

給付基準額(給付限度額と対象外を除く見積額とを比較し低い額)までの9割もしくは8割、7割を市が負担します。給付基準額以上及び事業対象外は全額自己負担となります。

《別表1》助成対象となる改修工事の種類【()は、給付限度額】

1 生活の質を確保するための改修…(200,000 円)
①手すりの取付け
②床段差の解消
③滑り防止・移動の円滑化等のための床材変更
④引き戸等への扉の取替え
⑤洋式便器等への便器の取替え
⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事
2 浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事…(379,000 円)
3 流し・洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事…(156,000 円)
(車いすに対応したものへの取替えに限る)
4 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事…(106,000 円)
(ただし、介護保険サービスの住宅改修費支給を優先し、給付限度額を超えた場合に本事業の自立支援住宅改修給付事業の申請が可能になります。)

【問い合わせ】立川市高齢政策課業務係

電話 042-523-2111 内線 1474

⑦寝具乾燥消毒事業

【事業内容】

65歳以上の在宅高齢者、もしくは重度身体障害者でひとり暮らし又は心身の機能の低下により寝具を健康的若しくは衛生的な状態に保つことが難しい者（詳細要件あり）のみで構成される世帯の方に対して、寝具の自然乾燥などが困難な場合、定期的に訪問し寝具の乾燥消毒を行います。毎月1回、ご自宅を訪問し、寝具一式の回収を行い、乾燥消毒し、その日のうちにお戻しします。利用に係る自己負担はありません。

【対象者】 ①または②に該当し、かつ③と④を満たす方

- ① 65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の要介護認定で要介護1以上となり、病弱、寝たきり又はこれに準ずる状態にある方
- ② 身体障害者手帳2級以上で、寝たきり又はこれに準ずる状態にある方
- ③ ひとり暮らし又は心身機能の低下により寝具を健康的若しくは衛生的な状態に保つことが難しい次のいずれかに該当する方のみで構成される世帯の方
 - ア 要介護・要支援認定を受けている方
 - イ 介護予防・生活支援サービス事業対象者
 - ウ 第2号被保険者のうち、要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - エ 身体障害者手帳が2級以上の方
 - オ 精神障害者手帳が1級以上の方
 - カ 愛の手帳が2度以上の方
- ④ 当該年度の世帯全員の市民税が非課税の方、又は生活保護もしくは中国残留邦人等の支援給付をうけている世帯の方

※申請時期が4月～6月の場合は、前年度課税状況で判断します。

【委託業者】…サンクリーン町田

住所：町田市玉川学園7-17-18 電話042-725-8029

委託業者は、町田市所在のため、寝具一式を回収し、お戻しするまでに時間がかかっています。利用者には布団のない時間が長くなってしまい、ご迷惑をおかけしていますが、ご理解ください。

【手続方法】 申請書はHPからダウンロードできます

- ① 市の高齢政策課か地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。
「高齢者等寝具乾燥消毒事業申請書」、「ご利用にあたって（日常生活調査）」の2枚。
- ② 該当する場合には、「決定通知書」を通知します。（原則、申請のあった月の翌月からの実施になります。）
- ③ 市が委託した業者が、直接ご自宅へ訪問日（実施日）の調整連絡を行います。
- ④ ご自宅へ訪問して、寝具一式を回収し、乾燥消毒を実施後、ご自宅へお戻しします。
（1回につき敷き布団1枚・掛け布団1枚・毛布1枚利用できます。）

⑧施設入浴サービス事業

【事業内容】

在宅で入浴が困難な寝たきり高齢者に、月4回程度、総合福祉センターで「機械入浴」を提供します。定期的に入浴の機会を提供することにより、本人の身体的負担を軽減します。

利用料は、1回につき1,300円を負担していただきます。

【対象者】 65歳以上の高齢者で、居宅で寝たきりもしくはこれに準ずる状態にあり、次の各要件に該当する方

- ① 要介護認定において、要支援又は要介護と認定された方
- ② 家庭又は公衆浴場での入浴が困難な状況にある方
- ③ 住宅の構造上等により、巡回入浴サービスの提供が不可能な方

※利用者宅と総合福祉センターとの間は、「特殊寝台車」で送迎します。

【手続方法】 申請書はHPからダウンロードできます

- ① 市の高齢政策課か地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。

《申請書》「高齢者施設入浴サービス申請書」

「高齢者施設入浴サービスの利用に係る医師証明書」

- ② 該当する場合には、「決定通知書」で通知します。

併せて、社会福祉協議会在宅支援事業課在宅サービス係へも通知し、社会福祉協議会の看護師との面談の日程調整など、利用者へ連絡をします。

- ③ 利用者が入浴するにあたっては、家族その他の方の立会いが必要です。また、入浴に際しては、医師等の指示に従ってください。

- ④ 利用料を市に支払います。（利用月の翌月に、納入通知書を市から送付します。）

※入浴の指定日に、やむをえない理由でサービスを受けることができない時は、総合福祉センターへ速やかに連絡してください。

⑨おむつ給付助成事業

【事業内容】

65歳以上の在宅高齢者で、寝たきり又はこれに準ずる状態にあって、おむつの使用を必要とする方に対して、おむつの給付をします。

申請に基づき、次のような種類のおむつ等を委託業者が月1回配達します。1か月分の費用の1割が自己負担となります。ただし限度額 5,000 円を超えた分については、全額自己負担です。

重要 ● 1パック単位での申し込みとなります。

● **生活保護受給者は**、生活福祉課の制度を利用しますので、担当ケースワーカーへご相談下さい。

【種類】 次の種類の中から組み合わせてください（詳しくは、商品一覧参照）

- ・フラット型おむつ
- ・パッド（軟便吸収パッド含む）
- ・テープ止め紙おむつ
- ・リハビリパンツ（ブリーフ型・トランクス型・夜用）

【対象者】 次のすべてに該当する方

（ア）立川市内に住民登録があり市内に在宅している方（市内有料老人ホーム・グループホーム・サービス付き高齢者住宅含む）

※特別養護老人ホーム、老人保健施設は非該当。

（イ）要介護認定を受けている方（第2号被保険者も可）

（ウ）寝たきりでトイレまで行けないか、認知症でトイレの場所がわからない方。

（要介護認定の際の主治医意見書の日常生活自立度において「寝たきり度」がBⅠ以上、または「認知度」がⅢα以上）

【手続方法】 申請書はHPからダウンロードできます

① 市の高齢政策課か地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。

《申請書》「高齢者おむつ給付助成申請書」

「高齢者おむつ給付助成申込書 兼 変更届」

② 該当する場合には、「決定通知書」で通知します。

③ 指定した業者が自宅を直接訪問しておむつを配布しますので、その際、1割の自己負担金と限度額 5,000 円を超えて利用している場合は、その超えた分を支払います。

④ **各月15日（締切日）まで**（土日にあたる場合は翌開庁日）の申請は、翌月より配達、締切日以降の申請は、翌々月以降の配達となります。（配達日程表を確認ください）

【内容変更】

おむつのパック数や種類の変更・一時中止・再開については、
直接、『社会福祉法人 東京リハビリ協会（Tel597-4138）』へ、お願いします。
翌月配達分の内容変更の締切日は、当月配達日の一週間後です。
※【配達日程表】を確認下さい。

【利用の廃止】

長期入院・施設入所（特別養護老人ホーム、老人保健施設）・転出・転居・死亡については、
『立川市高齢政策課』へ ご連絡ください。

令和7年度 立川市高齢者おむつ給付助成事業 商品一覧

おむつの種類		商品のイメージ	メーカー及び商品名	サイズ	吸収目安	バック 入数	単価 (含消費税10%)	商品特徴
フラット (尿約3回分)			エルモア(株) エルモアいちばん フラットタイプ	30cm×72cm	510cc位	30枚	1,237	汚染防止や腰部洗浄時に ウツと敷いて使えます。 おむつカバー兼用タイプ。
パッド	男女兼用 (尿約2回分)		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレ パッドタイプ 男女兼用レギュラー	20cm×48cm	300cc位	30枚	823	どんなおむつにもすっぽり収まり、こまめな交換に簡単・経済的。消臭ポリマー配合で臭いにも安心です。 パットの表面に弱酸性素材を採用。(別テープあり)
	スマートセルフパッド (尿約2回分)		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレ SLスマートセルフパッド	13.5cm×43.5cm	300cc位	72枚	2,828	一人で簡単装着。ズレにくい。二つ折り形状。 ムレ軽減にお肌を優しい。表面に弱酸性素材使用。 前後テープ付。
	【長時間用】 ワイド (尿約4回分)		エルモア(株) エルモアいちばん ワイドパッド	28cm×49cm	600cc位	30枚	1,023	T字型のワイドな吸収マットで、モレやすい部分をカバー。長時間に使用の方に安心です。高速吸収ドライマットが、尿をすばやく吸収します。(テープあり)
	【夜用】 ビッグパッド (尿約5回分)		エルモア(株) エルモアいちばん ビッグパッド	32cm×62cm	840cc位	30枚	1,709	吸収体に採用した2本のスリットで、尿を素早く拡散吸収します。2本のスリット縫が股下に出るまでしっかりとしっかりフィットし、ムレを防ぎます。
	【夜用】 サラケアスーパー (尿約7回分)		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレ サラケアパッドスーパービッグ	37cm×68.5cm	1050cc位	30枚	2,357	超大型のワイドな吸収のマットで、夜間、尿量の多い方にも安心です。お肌にやさしいやわらか透湿性シートがおむつ内の湿気を逃がし、ムレを防ぎます。(テープなし)
	【夜用】 ハイプレミアム1500 (尿約10回分)		エルモア(株) エルモアいちばん Hi-premium1500	32cm×62cm	1500cc位	22枚	1,857	採取パッドに求められる三大要素の1つ、尿の量に吸収速度を調整するクッション層をレベル別に高めた超厚です。表面の凸凹で肌と接する面積が少なくなり、肌トラブルが軽減されます。また、シートのクッション性と柔らかさによって圧力を分散させます。
	【夜用】 ハイプレミアム2000 (尿約13回分)		エルモア(株) エルモアいちばん Hi-premium2000	32cm×62cm	2000cc位	20枚	1,846	従来のパッドに比べて尿の吸収量が大幅アップ。おむつの裏面を乾燥します。やわらか素材を使用し、肌刺激を低減します。(テープなし)
	軟便安心パッド		大王製紙衛 アデント Sケア 軟便安心パッド	30cm×56cm	軟便200g位 尿750cc位	20枚	2,229	
テープ止め紙おむつ	ライフリー-M		ユニ・チャーム(株) ライフリー横ひあんしんテープ止めM	ヒップ 67~106cm	600cc位	20枚	3,085	超立体3重ギャザーで股ぐりにぴったりフィットして横漏れを防ぎます。 キルティングのラインを目安にして身体の中心に合わせてあてられ便利です。 背もれ防止ギャザー付き。
	ライフリー-L		ユニ・チャーム(株) ライフリー横ひあんしんテープ止めL	ヒップ 81~128cm	600cc位	17枚	3,085	
	ライフリー-LL		ユニ・チャーム(株) ライフリー横ひあんしんテープ止めLL	ヒップ 81~141cm	600cc位	15枚	3,085	
	オンリーワンケアS		衛光洋 ワグワグ フィットングテープS	ヒップ 56~90cm	600cc位	24枚	2,664	センター集束スリム吸収体でゴツつきにくく、高さのある立体ギャザーで大型パッドの併用にも最適です。背もれ防止ギャザーで背もれ防止。重付けのできる便利な幅広テープで体にフィットします。
	オンリーワンケアM		衛光洋 ワグワグ フィットングテープM	ヒップ 75~106cm	600cc位	24枚	2,829	
	オンリーワンケアL		衛光洋 ワグワグ フィットングテープL	ヒップ 85~131cm	600cc位	24枚	3,323	
フリフレ型 パンツ型	アデントS		大王製紙衛 アデント長時間さらさらパンツS	ウエスト52~75cm	810cc位	20枚	2,500	抱き込むように面でフィットし、やさしいはき心地で、長時間の使用でも安心の耐久性です。するどくギャザーで、片手でらくらくはけます。(シールなし)
	アデントM~L		大王製紙衛 アデント長時間さらさらパンツM~L	ウエスト60~95cm	810cc位	20枚	2,542	
	アデントL~LL		大王製紙衛 アデント長時間さらさらパンツL~LL	ウエスト80~125cm	810cc位	18枚	2,594	
	リフレはくパンツSS		衛リブドックコーポレーション リフレはくパンツジュニア SS	ウエスト45~60cm	600cc位	20枚	1,870	ゆったりソフトギャザーで上げ下げしやすい。立体的な横漏れ防止ギャザーで横漏れを防ぎます。やわらかな素材なのに破れにくい構造です。(シールなし)
	リフレはくパンツS		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレはくパンツ用レギュラー-S	ウエスト55~75cm	600cc位	22枚	1,538	
	リフレはくパンツM		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレはくパンツ用レギュラー-M	ウエスト65~90cm	600cc位	20枚	1,593	
	リフレはくパンツL		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレはくパンツ用レギュラー-L	ウエスト80~105cm	600cc位	18枚	1,538	
	リフレはくパンツLL		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレはくパンツ用レギュラー-LL	ウエスト95~125cm	600cc位	16枚	1,593	
リフレはくパンツ3L	衛リブドックコーポレーション リフレはく大人用はくパンツ 3L	ウエスト110~140cm	600cc位	14枚	2,553			
トランクス型 パンツ型	オンリーワンパンツS		衛光洋 ワグワグ 前後フリーパンツS	ウエスト50~70cm	600~750cc位	20枚	1,939	本もちを包むボクサータイプです。新開発の前後フリー機能は、前・後ろが全く同じ形状で、前後どちら向きでも身体のかたにぴったりとフィット。どちらからはいいても同じ。快適なはき心地、吸収体も前後をすっぽり包む長さです。(シールなし)
	オンリーワンパンツM		衛光洋 ワグワグ 前後フリーパンツM	ウエスト60~90cm	600~750cc位	18枚	1,783	
	オンリーワンパンツL~LL		衛光洋 ワグワグ 前後フリーパンツL~LL	ウエスト80~140cm	600~750cc位	16枚	1,783	
夜用 パンツ型	はくパンツ夜用スーパー-ML		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレはくパンツ夜用スーパー-ML	ウエスト70~95cm	900cc位	20枚	2,641	①股下すっきりフィットのやさしい②両側③長時間も一枚で長時間吸収全体にフィットすることで④おまわりを絞めつけず⑤尿を防止
	はくパンツ夜用スーパー-L		衛リブドックコーポレーション 業務用リフレはくパンツ夜用スーパー-L	ウエスト90~125cm	900cc位	18枚	2,654	

令和7年度 高齢者紙おむつ配達日程表（4月～9月）

高 齢 者 配 達 ル ー ト			
第1月	柴崎町	第2水	若葉町、高松町3 高松町2-17～38
第1火	富士見町1・5～7	第2木	幸町、泉町、緑町
第1水	錦町1～5	第2金	砂川町
第1木	羽衣町1・2	第3月	西砂町、一番町3 上砂町2、栄町3～5
第1金	曙町1～3 富士見町2・3	第3火	上砂町1・3～5
第2月	富士見町4、錦町6 羽衣町3、栄町1・2・6	第3水	一番町1・2・4～6
第2火	柏町、そんぽの家立川 高松町1、高松町2-1～16		

★ ご注文は衛生管理の為、パック単位でお願いいたします。

★ 内容変更(枚数や種類の変更・一時中止・再開)については、
⇒ 東京リハビリ協会＜電話 597-4138＞まで。

ご連絡は、土・日・祭日・年末年始等の休業日を除く、

月～金の午前9時から午後5時までにお問い合わせいたします。

★ 廃止(長期入院・施設入所・転出・転居・死亡)については、

⇒ 立川市高齢政策課＜電話 523-2111 内線1475＞まで。

翌月配達分の内容変更の締切日は、当月配達日の1週間後です。
(1週間後が祝日の場合は、翌営業日が締切日です。各月の注意書きをご覧ください。)

4月 4月ルートは一部変更があります

28日(第3火)配達、29日(第3水)配達のお客様の
変更締切日は、5/2(金)です。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
	第1月	第1火	第1水	第1木	第1金	
13	14	15	16	17	18	19
	第2月	第2火	第2水	第2木	第2金	
20	21	22	23	24	25	26
	第3月					
27	28	29	30			
	第3火	第3水				

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				第1木	第1金	
4	5	6	7	8	9	10
	第1月	第1火	第1水	第2木	第2金	
11	12	13	14	15	16	17
	第2月	第2火	第2水			
18	19	20	21	22	23	24
	第3月	第3火	第3水			
25	26	27	28	29	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	第1月	第1火	第1水	第1木	第1金	
8	9	10	11	12	13	14
	第2月	第2火	第2水	第2木	第2金	
15	16	17	18	19	20	21
	第3月	第3火	第3水			
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

14日(第2月)配達のお客様の変更締切日は、22日です。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		第1火	第1水	第1木	第1金	
6	7	8	9	10	11	12
	第1月	第2火	第2水	第2木	第2金	
13	14	15	16	17	18	19
	第2月	第3火	第3水			
20	21	22	23	24	25	26
	第3月					
27	28	29	30	31		

8月

4日(第1月)配達のお客様の変更締切日は、12日です。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					第1金	
3	4	5	6	7	8	9
	第1月	第1火	第1水	第1木	第2金	
10	11	12	13	14	15	16
	第2月	第2火	第2水	第2木		
17	18	19	20	21	22	23
	第3月	第3火	第3水			
24/31	25	26	27	28	29	30

9月

8日(第2月)配達のお客様の変更締切日は、16日です。

16日(第3火)配達のお客様の変更締切日は、24日です。

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	第1月	第1火	第1水	第1木	第1金	
7	8	9	10	11	12	13
	第2月	第2火	第2水	第2木	第2金	
14	15	16	17	18	19	20
	第3月	第3火	第3水			
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和7年度 高齢者紙おむつ配達日程表（10月～令和8年3月）

高 齢 者 配 達 ル ー ト			
第1月	柴崎町	第2水	若葉町、高松町3 高松町2-17～38
第1火	富士見町1・5～7	第2木	幸町、泉町、緑町
第1水	錦町1～5	第2金	砂川町
第1木	羽衣町1・2	第3月	西砂町、一番町3 上砂町2、栄町3～5
第1金	曙町1～3 富士見町2・3	第3火	上砂町1・3～5
第2月	富士見町4、錦町6 羽衣町3、栄町1・2・6	第3水	一番町1・2・4～6
第2火	柏町、そんぽの家立川 高松町1、高松町2-1～16		

★ ご注文は衛生管理の為、パック単位でお願いいたします。

★ 内容変更(枚数や種類の変更・一時中止・再開)については、
⇒ 東京リハビリ協会<電話 597-4138>まで。

ご連絡は、土・日・祭日・年末年始等の休業日を除く、

月～金の午前9時から午後5時まででお願いいたします。

★ 廃止(長期入院・施設入所・転出・転居・死亡)については、

⇒ 立川市高齢政策課<電話 523-2111 内線1475>まで。

翌月配達分の内容変更の締切日は、当月配達日の1週間後です。

(1週間後が祝日の場合は、翌営業日が締切日です。各月の注意書きをご覧ください。)

10月

6日(第1月)配達のお客様の変更締切日は、14日です。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			第1水	第1木	第1金	
5	6	7	8	9	10	11
	第1月	第1火	第2水	第2木	第2金	
12	13	14	15	16	17	18
	第2月	第2火	第3水			
19	20	21	22	23	24	25
	第3月	第3火				
26	27	28	29	30	31	

11月

17日(第3月)配達のお客様の変更締切日は、25日です。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	第1月	第1火	第1水	第1木	第1金	
9	10	11	12	13	14	15
	第2月	第2火	第2水	第2木	第2金	
16	17	18	19	20	21	22
	第3月	第3火	第3水			
23/30	24	25	26	27	28	29

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	第1月	第1火	第1水	第1木	第1金	
7	8	9	10	11	12	13
	第2月	第2火	第2水	第2木	第2金	
14	15	16	17	18	19	20
	第3月	第3火	第3水			
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和8年1月

1日～3日まで配達休業の為、一部変更があります。

5日(第1月)配達のお客様の変更締切日は、13日です。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	第1月	第1火	第1水	第1木	第1金	
11	12	13	14	15	16	17
	第2月	第2火	第2水	第2木	第2金	
18	19	20	21	22	23	24
	第3月	第3火	第3水			
25	26	27	28	29	30	31

令和8年2月

4日(第1水)配達のお客様の変更締切日は、12日です。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	第1月	第1火	第1水	第1木	第1金	
8	9	10	11	12	13	14
	第2月	第2火	第2水	第2木	第2金	
15	16	17	18	19	20	21
	第3月	第3火	第3水			
22	23	24	25	26	27	28

令和8年3月

13日(第2金)配達のお客様の変更締切日は、19日です。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	第1月	第1火	第1水	第1木	第1金	
8	9	10	11	12	13	14
	第2月	第2火	第2水	第2木	第2金	
15	16	17	18	19	20	21
	第3月	第3火	第3水			
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

⑩訪問理美容サービス事業

【事業内容】

在宅の虚弱、要介護状態、並びに障害等の理由により理美容店に出向くことが困難な65歳以上の高齢者等に理美容業者が自宅に出張して理美容を行います。

理美容サービスにかかる出張費として、理美容券を年度毎に最大4枚支給します。

※ 理美容料金（カット代等）は、利用者負担となります。

※ 理美容を行っている最中に利用者の体を支える介護者が必要となります。

【対象者】 次のすべてに該当する方

- ① 立川市内に住民登録があり市内に在宅している
- ② 介護保険法に規定する要介護認定を受けている（第2号被保険者も可）
- ③ 寝たきりもしくは認知症のため、理美容店へ出向いてサービスを受けることが困難な方（要介護認定の際の主治医意見書の日常生活自立度において「寝たきり度」が B2 以上、または「認知度」がⅢα 以上）

【手続方法】 申請書は HP からダウンロードできます

- ① 市の高齢政策課か地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。
《申請書》「在宅高齢者訪問理美容サービス申請書」
- ② 該当する場合には、「決定通知書」で通知します。（申請のあった翌月から利用できます。）「立川市高齢者訪問理美容券」も同封します。
- ③ 市が委託した業者（理美容券の裏面参照）へ直接連絡をとり、理美容を行う日時を決めてください。
- ④ 委託業者が自宅へ直接訪問して理美容を行います。その際に、移動・出張費として理美容券を1枚業者にお渡し下さい。理美容代は、利用者負担となります。
＊毎年度申請となります。3月より翌年度分を申請できます。

重要：市から更新の連絡はしませんのでご注意ください。

申請月 3月、4月、5月 申請 ⇒ 4枚

6月、7月、8月 申請 ⇒ 3枚

9月、10月、11月 申請 ⇒ 2枚

12月、1月、2月 申請 ⇒ 1枚

※ 委託業者は、毎年度末に翌年度の指定申し出により、契約をしておりますので、必ず、当該年度の理美容業者を、理美容券の裏面、または HP で確認してからご連絡ください。

⑪ 高齢者等位置情報確認サービス事業

(旧事業名:徘徊高齢者等家族支援サービス事業)

【事業内容】

ひとり歩き行動の兆候が見受けられる在宅の認知症高齢者等を介護するご家族に対して、ひとり歩きしてしまった際に早期に発見するための、位置情報を検索できるGPS端末を貸し出し、認知症高齢者等を早期に発見するシステムです。

サービスの利用にかかる毎月の基本料金、位置情報提供料金を助成します。また、万一の事故に備えた日常生活賠償保険が付帯されています。

【対象者】

在宅で生活しているひとり歩き行動の見られる65歳以上の認知症高齢者または介護保険第2号被保険者を介護している家族の方。

※介護をするご家族は、ひとり歩き高齢者等と同居または隣地に居住し事実上同居に準ずる状態であることが必要です。

【費用】

・初期設置費用（加入料金と付属品代）の1割負担……770円（税込）

利用者のうち当該年度の市民税が課税されている世帯のみ、初期設置時にご負担いただきます。（転入の場合、税情報が不明のため非課税を証明する書類が必要になります。）

⇒ 初期設置費用は、「利用決定通知書」と共にお送りする「納入通知書」でお支払いください。

※ お支払確認後、ホームネット(株)からGPS端末一式をご自宅に郵送いたします。

（金融機関等でお支払い頂いた日から、市が入金確認できるまでに一週間から10日かかります。お急ぎの場合は市役所本庁舎でお納めください）

・毎月の基本料金、位置情報問合せ料金は、市が負担します。

【手続方法】 申請書はHPからダウンロードできます

① 市の高齢政策課か地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。

《申請書》「高齢者等位置情報確認サービス利用申請書」

② 該当する場合には「決定通知書」「納入通知書（住民税課税の方）」を送付します。

③ 利用者は、「納入通知書」で設置費の1割を市に支払います。（住民税課税の方のみ）

④ 入金が確認できたら市がホームネット(株)へ連絡し、GPS端末一式を貸出します。

（一式をご自宅へ郵送します。）

⑤ 高齢者の行方がわからなくなった場合は、位置情報センターに電話で位置の検索を行うことが出来ます。またパソコンや携帯電話からご家族が検索することも可能です。

※申請からサービスの開始まで2週間以上の期間を要してしまう場合があります。最短で作業しているのですが、ご理解いただけますようお願いいたします。

※事業の「しくみ」や「申請後の流れ」について、多く問合せをいただいておりますので、次ページの  **事業案内** を作りました。ぜひご一読ください。

高齢者等位置情報確認サービス事業

★事業内容

介護しているご家族は、認知症の高齢者等がGPS端末を常時、身につけられるようにし、実際に行方が分からなくなった際に、位置情報センターに電話をして位置情報の検索を行うことができます。また、ご家族がパソコンや携帯電話（スマートフォン）から位置情報を検索することも可能です。

※ オプションとして、GPS端末を収容できる専用の靴を購入することができます。

（税込み 9,900 円、送料別。助成の対象外となり、自費での購入となります。）

★対象者

ひとり歩き行動の兆候が見受けられる認知症高齢者等（介護保険第2号被保険者含む）を介護しているご家族。

※ 介護しているご家族は、認知症高齢者等と同居または隣地居住により同居に準ずる状態で介護しており、ともに立川市に住所を有する場合に限ります。

★費用について

➤ 市民税課税世帯のみ……770 円（税込）

初期設置費用（加入料金と付属品代）の 1 割

⇒ 利用決定通知書と一緒に送る納入通知書でお支払いください。

お支払確認（市に着金するまでに一週間から10日かかります。お急ぎの場合は市役所本庁舎でお納めください）後、ホームネット㈱から GPS 端末一式をご自宅に郵送いたします。

➤ 毎月の基本料金、位置情報問合せ料金……市負担

★利用上の注意事項

GPS 端末は、ホームネット㈱からの貸与品です。不要となった場合は、市高齢福祉課までご連絡ください。返却についてのご案内をさせていただきます。また、紛失・破損された場合は、ご利用者（ご家族）に機器代金を弁償（税込 12,100 円）していただくことになりますので、取扱いにはご注意ください。

★付帯サービス

・日常生活賠償保険

日本国内外において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負うことになったりした場合、または日本国内において偶然な事故により、被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合に補償します。

・健康メンタル相談

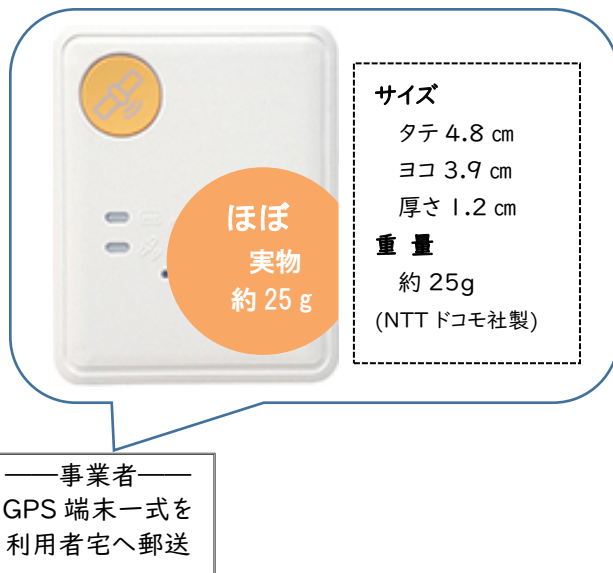
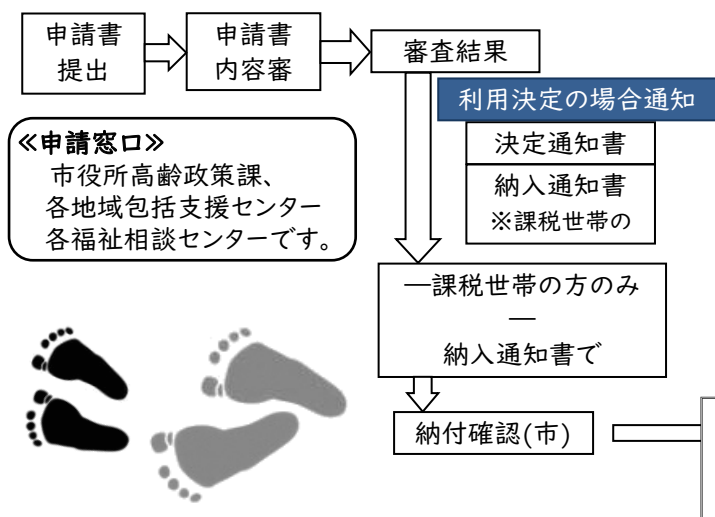
健康相談…気になる身体の症状についての健康に対する不安 24 時間 365 日

メンタル相談…介護に伴う精神的な不安やストレス等のこころに抱えるお悩み

平日：9 時～22 時 土曜：10 時～22 時



★申請から貸出しまで



⑫家族介護慰労金事業

【事業内容】

要介護認定において、重度（要介護4または5）と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者の方で、認定以降、1年間続けて介護保険サービスを利用しなかった方を介護している家族の方へ年額10万円を介護慰労金として支給します。

【対象者】

65歳以上の立川市の介護保険被保険者の方で、次の全てに該当する方と同居し、又は隣地に居住しているが事実上同居に準ずる状態で、無報酬で日常生活を介護している親族の方

- ① 要介護状態区分が要介護4又は要介護5と認定された方
（市長が当該認定された方と同程度の要介護状態であると認めた方も含む）
- ② 属する世帯が市民税非課税世帯の方
- ③ 介護認定申請日から1年間継続して介護サービスを利用していない方
（7日以内のショートステイを除く）

【手続方法】

- ① 介護者が市の高齢政策課に申請します。
 《必要書類》 振込先の預金通帳 印鑑 をご持参ください。
- ② 該当する場合には、「決定通知書」で通知します。
- ③ 指定された金融機関の口座へ慰労金100,000円を振り込みます。

⑬火災予防機器給付事業

【事業内容】

高齢者が日中独居となる世帯に対して住宅用防災機器の給付を行う制度です。
限度額までの額の9割を給付、残り1割は自己負担となります。（非課税世帯の場合は無料です。）

重要：限度額を超えた部分は全額自己負担となります。

給付回数は、同一種目一回限りとなります。

【種類】 給付用具は次のとおりです。（ ）内は給付限度額

- ・自動消火装置 （28,700 円）
- ・電磁調理器 （41,000 円）

【対象者】

- ① 65歳以上の高齢者のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方
（65歳未満の同居者がいる場合は、就労等の理由により常時6時間以上高齢者のみ世帯となる日が週3日以上となる方）

【費用】

- ① 市民税非課税世帯の方：機器ごとに定められた限度額以内であれば無料
- ② 市民税課税世帯の方：機器ごとに定められた限度額以内であれば1割負担

【手続方法】 申請書は HP からダウンロードできます

- ① 機器を扱っている業者に機器の見積りを依頼します。
※購入前の事前申請が必要です。購入した後の申請は受付できません。
- ② 市の高齢政策課か地域包括支援センター（福祉相談センター）へ申請します。
《申請書》「高齢者火災予防機器給付助成申請書」
 *借家の場合「家屋所有者の承諾書」（工事が必要な場合）
 *同居者がいる場合「家族の勤務等状況届」
《添付書類》 機器の「見積書」及び「機器のカタログ」を申請書に添付して下さい。
- ③ 該当する場合には、「決定通知書」及び「現品受領書」を送付します。
（同時に、取扱業者（見積書発行の業者）へ「給付通知書」を送付しています。）
- ④ 業者に連絡し、機器を受け取ってください。その際「現品受領書」（必要事項を記入、押印してください）と本人負担費用を業者に渡してください。

⑭家具転倒防止器具取付事業

【事業内容】

65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯に対し、家具転倒防止器具の取付をいたします。取付箇所は5箇所を限度とします。

※本事業にて取付可能な転倒防止器具は「取付器具一覧表」をご参照ください。

【対象者】 以下のすべてに該当する世帯

- ① 市内に住民登録があり、その登録地に居住している
- ② 平成21年度以降に市から家具転倒防止器具の支給を受けていない
- ③ 次のア～イのいずれかの世帯に該当する
 - ア) 65歳以上で一人暮らしの世帯または65歳以上の方のみでお住まいの世帯
 - イ) 「身体障害者手帳の1級または2級」「愛の手帳1度・2度」「精神障害者手帳1級」を所持している方がいる世帯

【費用負担】

住民税が課税されている世帯については、取付器具代金の1割をご負担いただきます。

なお、非課税世帯及び生活保護を受給されている世帯は、従前のとおり無料です。

- 転入の場合、住民税の課税状況が不明のため、非課税証明書等の添付が必要です(添付がない場合、取付代金の1割をご負担いただきます)。

【委託業者】 株式会社 消防弘済会

住所 立川市羽衣町3-27-19 電話 042-523-3337

【手続方法】 申請書は、HP からダウンロードできます

- ① 申請: 市の高齢政策課か地域包括支援センター(福祉相談センター)へ申請します。
《申請書》「高齢者世帯等家具転倒防止器具取付申請書」
・「家屋所有者の承諾書」(借家で、壁等に固定する器具を取り付け希望する場合)
- ② 審査・決定: 利用決定する場合には、「決定通知書」で通知します。
(同時に、委託業者へも「取付通知書」を送付してあります。)
- ③ 訪問日の調整: 委託業者から対象者世帯へ連絡し、日程を調整します。
- ④ 訪問・取付: 委託事業者が訪問し、器具を取り付けます(5か所まで)。
自己負担金がある場合は、取付時に直接委託業者へ支払います。

※安全性を考慮し、効果が図れないと判断した場合は、ご希望の器具の取り付け出来ないことがあります。また、設置個所が5か所に満たない場合もありますが、この制度が利用できるのは、1回限りになります

取付器具一覧表

家具転倒防止器具名			器具代金(税抜)
突っ張り棒		23 cm～30 cm 2本組 アリスオーヤマ KTB23	2,750 円
		31 cm～40 cm 2本組 アリスオーヤマ KTB30	2,750 円
		41 cm～60 cm 2本組 アリスオーヤマ KTB40	2,750 円
		61 cm～100 cm 2本組 アリスオーヤマ KTB60	2,750 円
		ベルトタイプ(2 本セット) (株)オザワ タンガード II ※壁に穴を開けるタイプです。 ※長さ 80 cm	2,200 円
		接着タイプ【不動王】(2 個セット) 不二ラテックス 不動王	4,400 円
		下敷きタイプ【倒れ防止君】 (背の低い家具用) Iteck 倒れ防止君 30 ㌘×4	2,200 円
		下敷きタイプ(スーパ-地震対策) 2.5×40×40 ミリ 4 枚入 (家庭用 OA 機器など用) Iteck スーパ-地震対策	2,200 円
	写真なし	L字金物(ビス代込み) ユニコ特厚金折 60 ミリ 2 ㌥組	2,200 円

- ※ 天井、床及び家具等の状況によりご希望の器具が取り付けできない場合があります。
- ※ 器具代金の 1 割をご負担いただきます(取付時に委託事業者へお支払下さい)
ただし、住民税が非課税の世帯及び生活保護を受給されている世帯の方は無料です。
- ※ 器具代金は税抜き価格です。別途消費税がかかります。

⑮入浴券支給事業

【事業内容】

65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、家庭に風呂がなく福社会館で入浴できない特段の事情がある場合、公衆浴場の入浴券を交付します。

交付枚数 1か月当たり7枚 費用負担はありません。

【対象者】

- ① 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で居宅に風呂のない方
- ② 住民税非課税の方（世帯ではなく個人で判断）

【手続方法】

- ① 本人が、市の高齢政策課へ申請します。
 《申請書》「高齢者等入浴券支給申請書」
- ② 審査として、公簿調査を行い、地区を担当している民生委員へ調査依頼、又は市高齢政策課職員が直接調査します。
- ③ 本人が居住している地区を担当している民生委員又は市高齢政策課職員が訪問して、風呂の有無等を調査します。
- ④ 該当する場合は、「支給決定通知書」で通知しますので、入浴券を受け取りに市役所高齢福祉課までお越しください。なお印鑑をご持参ください。

【更新（翌年度以降）】

- 利用者の更新申請は必要ありませんが、毎年度、課税情報を確認させていただきます。（該当しなくなった場合、本人へ10月に廃止決定通知書を送付します。）
- 該当している方の入浴券の配布は、民生委員にお願いしています。

⑩補聴器購入費助成事業

【事業内容】

難聴等により聞こえに課題のある 18 歳以上の方に対し、補聴器の購入に要する経費の一部として 40,000 円(上限額)を支給します。

【対象者】

- ① 立川市に住民票がある 18 歳以上の聞こえに課題のある方
(ただし、聴覚障害による補聴器(補装具)の助成対象とならない方)
- ② 聴力が両耳とも 40 デシベル以上 70 デシベル未満の方、または補聴器相談医が補聴器を必要と認める方(医師意見書の提出が必要)
- ③ 前年の合計所得金額が 210 万円未満の方

【手続方法】

- ① 本人が市の高齢政策課へ申請します。
- ② 要件確認後、医師意見書をお渡しします。
郵送で申請された場合は、申請者宛てに用紙を郵送します。
- ③ 医師意見書を持参のうえ、補聴器相談医を受診し、医師意見書を作成してもらいます。
- ④ 医師意見書を市の高齢政策課へ提出します。
- ⑤ 市の高齢政策課から「助成金交付決定通知書」「補聴器購入費助成金代理請求及び受領に係る委任状兼請求書」「補聴器販売報告書」を郵送します。
- ⑥ ⑤で届いた3種類の書類、医師意見書を持参のうえ、認定補聴器専門店もしくは認定補聴器技能者が在籍する店舗で補聴器を購入します。その際、助成額を差し引いた金額を店舗にお支払いください。

【注意事項】

- 助成の決定前に購入した補聴器は、助成の対象外となります。
- 補聴器の修理費やメンテナンス費、付属品の購入のみにかかる費用は対象外です。

⑰高齢者等見守りシール事業

【事業内容】

認知症などでひとり歩き行動（外出して自宅に戻ることができない等）のおそれがある高齢者等の早期発見と介護者の負担軽減のため見守りシールを配布します。

【対象者】

立川市に住民票があり在宅で生活をしているひとり歩き行動をしてしまうと自宅にも乗ることができなくなるおそれがある高齢者等

【申請者】

ひとり歩きのおそれがある高齢者等を介護している家族や支援者等

※家族等は市外在住でも可

緊急時にかけつけられる介護者が1名以上いることが望ましい

【手続方法】

① 市の高齢福祉課へ申請します。

「利用申請書」を高齢政策課へ提出

② 決定通知が届く

市役所高齢政策課でのシール交付時に必要となります。

③ シールの交付

市役所1階高齢政策課の窓口（3番）へお越しください。

持ち物：本人確認のできる利用者と申請者の身分証明書と決定通知書
交付時に受領書に署名をいただきます。

見守りシール流れ

申請から行方不明→保護→ご帰宅まで

